

第8章 施策の展開

推進施策（実現の方策）

【推進施策の視点】

- 遠野市わらすっこ条例第3章子どもの権利を保障する責務のうち、「第13条市の責務」として実施する全体的な事業（間接的施策）を掲げています。
- 遠野市わらすっこ条例の第2章子どもの権利を踏まえ、条例の実効性を図るために市が実施する部分的な事業（直接的施策）を、遠野市わらすっこ条例第4章子どもに関する基本的な市の取組のうち、「第14条子どもの権利の普及」、「第15条虐待、体罰、いじめなどの防止及び救済」、「第16条子どもの育ちの支援」、「第17条子どもの参画活動の促進」、「第18条子育て家庭の支援」として実施する全体的な事業（直接的施策）を掲げています。

具体的な施策については、わらすっこ条例第13条から第18条までの条項の趣旨に合わせた内容で子ども・子育て支援関連施策に取り組みます。

1 市の責務で行う事業(わらすっこ条例第13条)

（市の責務）

- 第13条** 市は、子どもの権利を保障するため、子どもにとっての最善の利益を考慮し、子どもに関する取組を推進しなければなりません。
- 2** 市は、子どもの権利を保障し、子どもを支援するため、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者がそれぞれの責務を全うするよう、保健、福祉、医療、教育その他のあらゆる分野において、必要な支援及び総合調整を図らなければなりません。
- 3** 市は、国、県及び子どもに関わる関係機関と相互に連携し、及び協働しなければなりません。
- 4** 市は、子どもに関する取組を実施するため、財政上の措置その他必要な措置を講じなければなりません。

【地域における子育て支援の充実】

	事業名	事業内容	担当課
1	わらすっこの居場所事業	<p>両親が働いているなど、昼間家庭に保護者がいない児童の放課後の健全育成を図るため、児童館や児童クラブを利用した学童保育を行うとともに健全な遊びを通し、児童の健康増進と豊かな情操を育みます。</p> <p>また、様々な課題を抱える子どもやその保護者への食事提供と併せて、学習支援・体験活動を実施する「子どもの居場所づくり」に取り組む団体等に対し支援します。</p> <p>さらに、子どもだけではなく高齢者等様々な世代が集える居場所として、社会的孤立対策の一環として推進します。</p>	こども政策課
2	ファミリー・サポート・センター推進事業	<p>地域において、育児の援助を行いたい人と育児の援助を受けたい人を会員として組織化し、会員同士が相互援助活動を支援することで、児童福祉の向上を目指し、地域での子育て支援体制を充実します。</p>	こども政策課

【保育サービスの充実・幼児教育保育の充実・児童保育施設等の整備・幼児教育、保育等関係職員の資質の向上・幼児教育から小学校への接続・外国籍の子どもへの支援体制の充実】

	事業名	事業内容	担当課
1	保育所等運営事業	<p>保育サービスの向上を図るため、時代の流れとともにライフワークが多様化するなか、保護者の就労や出産等の理由により、保育所の利用を希望する子育て世代が増加していることから、保育の受け皿として市内12カ所の保育所の運営を委託し、2カ所の認定こども園の運営費を国の定める基準により負担します。</p> <p>また、令和元年10月からの保育料無償化に伴い、遠野市教育・保育施設副食費助成事業実施要綱により助成します。</p> <p>さらに、その給食の状況等を把握すること等を目的に給食試食会の開催を検討します。</p>	こども政策課

	事業名	事業内容	担当課
2	保育所設置者運営事業	<p>地域の実情や、子育て世代における生活・就労形態の多様化に応じた保育サービスを提供するため、特別保育事業として「障害児保育事業」「保育所地域活動事業」「地域子育て支援拠点事業」「延長保育事業」「一時預かり事業」の実施を市内保育施設運営事業者に委託するとともに、保育所の円滑な運営を図るため、社会福祉法人等に対し運営費を補助する。</p> <p>また、家庭において児童を養育することが一時的に困難となったこと等により緊急一時的に母子を保護する「子育て短期支援事業」を拡大します。</p>	こども政策課
3	幼稚園応援事業	<p>私立幼稚園を運営する法人等に対し、幼児教育の振興及び円滑な経営を図るため運営費を補助するとともに、一時預かり事業を委託し、生活や学習の基盤となる幼児教育を通して、創造的な思考や主体的な生活態度等の基礎を培う教育を行います。</p> <p>また、令和元年10月からの保育料無償化に伴い、遠野市教育・保育施設副食費助成事業実施要綱により助成します。</p>	こども政策課
4	保育所施設整備事業	<p>老朽化した保育所等施設について児童数等を考慮し計画的に整備します。</p> <p>【総合計画実施計画掲載事業】</p>	こども政策課

【周産期及び小児医療の充実】

	事業名	事業内容	担当課
1	地域医療環境整備事業	<p>市内の医師不足を解消するため、県立遠野病院勤務医及び市内開業医の新規着任に向けた医師招へい活動及び地域の医療環境整備を図ります。</p>	医療連携室

【未来の子育て世代の育成・交流から定住への推進】

	事業名	事業内容	担当課
1	若者しごとサポート事業	<p>若年者等の雇用の拡大と地元への定着を推進し、若手社員の人材育成を図ります。</p>	商工労働課
2	で・くらす遠野定住促進事業	<p>で・くらす遠野サポート市民会議との協働による移住・定住の促進を図ります。</p>	観光交流課

	事業名	事業内容	担当課
3	農業次世代人材投資資金事業	次世代を担う農業者となることを志向する者に対し、就農直後の経営確立を支援する資金として給付金を支給します。	農林課

【子どもの生きる力の育成に向けた学校教育等の整備・地域と学校等との連携及び協働の推進・多様性への対応と共生社会の実現・外国籍の子どもへの支援体制の充実】

	事業名	事業内容	担当課
1	公共施設ロングライフ事業	児童館、学校等の施設維持のため、迅速な修繕を行い、安全安心な環境を整えます。	財政担当 こども政策課
2	自然と暮らしの調和推進事業	豊かな自然を愛する心を育み、貴重な自然環境を後世に残していくため、教育・保育施設、小学校、児童館等での環境学習を推進します。	環境課
3	地域間交流推進事業	友好都市等との様々な交流事業を実施し、交流人口の拡大を図ります。	観光交流課
4	ふるさと応援推進事業	個人版ふるさと納税により、「子ども・子育て支援施策に寄附したい」とのご意向から、わらすっこ基金へ積み立て、様々な子ども・子育て支援施策に充当していることから、更に基金への協力について発信します。	商工労働課
5	林業総務一般事業 (森林愛護少年団)	森林愛護少年団は11団体であり、緑と親しみ、緑を愛し、緑を守り育てる活動を通じて、ふるさとを愛し、そして人を愛する豊かな人間に育っていくことを目的とし、地域活動や遠野市緑化祭『里山フェスタ』、岩手県みどりの少年団大会への参加等、緑化活動を推進します。	農林課
6	里山美林推進事業	市内の児童・生徒を対象とした森林学習会の開催や、県産木材を使った机やイス等を学校施設に導入するなど、循環型の森林保全に対する理解を深める活動を推進します。	農林課
7	学校教育事務費 (就学指導委員会・教育研究所)	就学指導委員会を開催し、児童・生徒の望ましい就学に関する審議・支援を行います。 また、学校教育の諸問題について調査・研究し、その成果を教育研究発表会や教育研究所の諸事業で発表することにより、本市学校教育の向上を図ります。	学校教育課

	事業名	事業内容	担当課
8	小・中学校大規模改造整備事業	施設の長寿命化を図るため、建築年等を考慮し、大規模改造に取り組みます。	財政担当
9	高校魅力化サポート事業	統合予定校とされた遠野高校と遠野緑峰高校の2校を存続させ、両校の特徴的な取組みに対する各種支援策を継続するとともに、両校の魅力を市内外の中学生、保護者、市民等に更に広く周知することにより入学者数の増加を図ります。	学校教育課
10	小・中学校管理費	小・中学校の運営に関する維持管理を行います。	財政担当 学校教育課
11	体育・文化行事奨励費	小・中学生の体育活動、文化活動を通じて、生徒の健全な育成を図るための支援を行います。	学校教育課
12	外国語指導助手の招へい事業	小学校の外国語活動、中学校の英語教育及び小・中学校での国際理解教育の推進を図るため、外国語指導助手を派遣し、英語力の向上と国際化に対応できる能力の育成を図ります。	学校教育課
13	遠野わらすっこ「夢の教室」事業	キャリア教育の一環として、日本サッカー協会と協定書を締結し、現役スポーツ選手、そのOB・OG等が講師となり、夢を持つことの素晴らしさ、夢に向かって努力することの大切さを語り合う事業を開催します。	学校教育課
14	学力向上対策事業	教師の授業力向上のため、授業（学校教育）に関する調査・研究を実践するとともに、標準学力検査及び知能検査を行い、その結果を基に研究会等を開催し、研究の成果を各校教職員に還元します。 また、教育相談員を配置し、生徒や保護者の教育相談を通して、不安や悩みの解消に努めるとともに、適応指導教室を設置し、学校への登校が困難な生徒に対して学校復帰に向けた支援を行います。 更に、社会科副読本を作製し、児童・生徒の地域理解教育の推進を図ります。	学校教育課
15	特定教科集中対策事業	市内中学校に特定教科学習支援員を配置し、個別指導等の充実による学力の向上を目指します。	学校教育課
16	特色ある学校づくり事業	小・中学校それぞれの地域の歴史・文化・伝統・特徴を生かして、各種体験や伝統文化の継承などを通して、地域理解学習等に取り組みます。	学校教育課

	事業名	事業内容	担当課
17	令和・南部藩寺子屋交流事業	根城南部氏の縁でつながる八戸市と、代表児童による相互訪問を通して、交流活動等を行い、郷土を愛し将来を担う人材の育成を図ります。	学校教育課
18	学びのまちづくり推進事業	生涯学習の振興を図るため、民間活力を生かした事業に取り組みます。 また、地域ニーズに応じた各種講座を地区公民館において開催し、豊かな学びを支援します。 旧土淵中学校を活用した「遠野みらい創りカレッジ」においても、交流、産業創造、人材育成を図るため、市内学校の魅力化に資する総合学習等支援プログラムを実施します。	生涯学習スポーツ課
19	若者と女性の活躍推進事業	青少年の育成に取り組む団体と女性団体に対し、補助金を交付し活動を支援します。	生涯学習スポーツ課
20	先導的共生社会ホストタウン推進事業	東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会を契機として、地域の活性化、観光振興等の観点から、ホストタウンの相手国であるブラジルと人的、文化的な交流を図るとともに、共生社会の実現に向け、心と街のバリアフリー化の推進を図ります。	パラリンピック推進室
21	競技・イベントスポーツプログラム推進事業	イベントスポーツ等への参加、応援参加、ボランティア参加等で、スポーツへの関わりを推進します。	生涯学習スポーツ課
22	子どもの体力づくりプログラム推進事業	教育・保育施設等を会場に、園児及び未就学児並びに保護者を対象としたリズム体操等の教室を開催し、バランス感覚や運動能力の向上を図ります。	生涯学習スポーツ課
23	体育施設管理費	施設の長寿命化を図るとともに、快適で安全安心な施設を提供します。	市民協働課
24	遠野「語り部」100人プロジェクト事業	遠野の豊かな文化を継承、発展させるため、多様なジャンルの「語り部」を遠野の大切な人的文化資源と位置付け、遠野のにぎわい創りのきっかけとして、交流人口の拡大に貢献します。	文化課
25	遠野文化調査研究費	遠野の文化を多角的に解明するとともに、時代を担う「人づくり」と未来を見据えた「まちづくり」を推進するため、遠野の文化に関する調査、研究に努めます。	文化課

	事業名	事業内容	担当課
26	図書館費	子ども達への読書普及活動と図書館の利用促進を図り、読書に親しめる環境づくりに努めます。	文化課
27	博物館費	児童生徒を対象とした博物館教室を開催し、郷土愛の醸成を図るとともに豊かな人間性を有する人材の育成に努めます。	文化課

【災害等の未然防止を図る取り組み】

	事業名	事業内容	担当課
1	防災教育推進事業	東日本大震災の風化を防ぐとともに、官民が連携して一体となって取り組んだ後方支援活動と教訓を子どもたちに伝え、これからの防災、減災活動の教育の一環として取り組みます。	防災危機管理課
2	まちまるごと防災事業	市内小学生を対象に「災害から身を守る」、「日頃からの蓄え」等を消防体験や非常食体験から学ぶチャレンジ防災スクールを開催し、将来の防災リーダーを育成します。	消防総務課

【出会いの場の創出】

	事業名	事業内容	担当課
1	とおのスタイル結婚応援事業	「人材育成とネットワーク作り」及び「出会いの場の創出」という二つの目的を掲げ少子化対策事業の一環で実施するものであり、企画スキル向上研修会及び自己演出力アップセミナー等を開催し、研修会へ人材を派遣した事業所には、「遠野市わらすっこ条例応援事業者認定制度」により助成します。 さらに、他市町村との連携による広域開催等も検討していきます。	こども政策課

2 子どもの権利の普及に関する事業(わらすっこ条例第14条)

(子どもの権利の普及)

第14条 市は、この条例及び子どもの権利について、市民の関心及び理解を深めるため、分かりやすく広めるなど、広報活動を行います。

【子育て支援のネットワークづくり・子育てに係る知恵と工夫の伝承】

	事業名	事業内容	担当課
1	<p>みんなで応援子育てのまち推進事業</p> <p>・わらすっこプラン推進事業</p> <p>・わらすっこ基金助成事業</p> <p>・わらすっこ応援券交付事業</p>	<p>遠野わらすっこプランに基づき、市内の子どもや保護者だけでなく、子どもの権利を保障する大人(保護者、地域、学校、事業所)も対象とし、次の事業を推進します。</p> <p>新しいかたちの子育て支援として、事業所等と連携し、子育て自動販売機の設置等も検討します。</p> <p>1 遠野市わらすっこ条例普及啓発事業 2 遠野市わらすっこ支援委員会運営事業</p> <p>遠野市わらすっこ基金助成要綱に基づき、地域社会で子どもが健やかに育つ環境づくりの活動を普及、推進するため、助成金を交付します。</p> <p>新生児への誕生祝として、0歳から小学校就学前までの子育てに係る経済的負担の軽減と、次子誕生の奨励を図ることを目的に、わらすっこ応援券及び木製写真立てを贈呈します。これらの贈呈は、民生児童委員協議会と連携し、主任児童委員が家庭訪問により贈呈し、子育て支援や相談窓口などの関連情報を提供します。</p>	こども政策課
2	消費者支援事業	<p>子どもの人権を守るため、人権に関する知識の普及と行動ができる力を身につけることを目的とし、人権教室を開催します。</p>	市民協働課

3 虐待等を防止する事業(わらすっこ条例第15条)

(虐待、体罰、いじめなどの防止及び救済)

第15条 市は、保護者、地域住民等、学校等関係者及び関係機関と連携し、及び協働し、虐待、体罰、いじめなどの防止、相談及び救済のために必要な措置を講じます。

【児童虐待防止対策の充実・子育てに困難を抱えている家庭へのきめ細かな支援・貧困家庭への支援・思春期保健対策の充実・被害にあった子どもたちの保護の推進】

	事業名	事業内容	担当課
1	未来へつなぐ子ども家庭支援事業	平成31年度から遠野市子ども家庭総合支援拠点設置運営に関する要綱に基づき、子ども及び妊産婦の福祉に関し必要な実情の把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他からの相談に応じ、調査及び必要な支援にかかる業務を行うことを目的とした「子ども家庭総合支援拠点」を設置した。市要保護児童対策地域協議会を組織する福祉、保健、医療、教育等の関係機関と連携しながら、子どもやその保護者に寄り添って断続的な支援を行うことで、児童虐待の発生防止を図り、市要保護児童対策地域協議会組織については、必要に応じ随時構成員を見直すこととします。 さらに、要保護世帯等の安心安全を図るため、個人または団体等に安否確認業務委託等を検討します。	こども政策課
2	庁舎維持管理・東館庁舎分	市民、職員が快適に使用できるようにするための維持管理及び修繕等を行います。	こども政策課

【子どもを非行から守る活動の推進】

	事業名	事業内容	担当課
1	青少年健全育成活動事業	少年センターを中心に、地域の関係団体との連携による定期巡回活動や、夏祭り特別巡回活動等を実施し、青少年の非行防止や健全育成、環境浄化に努めます。	生涯学習スポーツ課

4 子どもの育ちを支援する事業(わらすっこ条例第16条)

<p>(子どもの育ちの支援)</p> <p>第16条 市は、子どもの健やかな育ちを支援するため、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、次に掲げる取組を行うよう努めます。</p> <p>(1) 子どもが安全に安心して過ごすことができるための居場所づくりを進めること。</p> <p>(2) 子どもが自然及び地域社会とのふれあいの中で豊かに育つことができるための遊び及び体験の場づくりを進めること。</p> <p>(3) 子どもが多様化する社会においてもそれぞれが認められ、他の人と共生し、責任ある社会の一員として自立できるよう支援すること。</p>

【児童健全育成支援の充実】

	事業名	事業内容	担当課
1	こども本の森構想推進事業	世界的建築家である安藤忠雄先生の想い「東北復興のシンボルは、こどもたちの未来である。」をカタチにしていくため、「旧・三田屋」を改築してこどもの本の施設を整備し、親子そして様々な世代の方々の居場所として、また、市内外、沿岸被災地の方々の心の拠り所としても位置付け構想を推進します。 また、遠野物語を更に伝承するため、遠野の文化の拠点としても世界に発信していきます。	こども本の森構想推進準備室
2	わらすっこの城整備事業	子育て支援の拠点として第1弾は、市役所東館庁舎(元気わらすっこセンター)を平成30年5月にリニューアルオープンし、第2弾は、子ども家庭総合支援拠点と子育て世代包括支援センターの機能等子育て支援施設を融合し、また、屋内外活動スペースとして「わらすっこの城(仮称)」の整備を推進します。	こども政策課
3	児童館施設整備事業	老朽化した児童館や児童クラブを計画的に整備します。 【総合計画実施計画掲載事業】	こども政策課
4	児童福祉施設管理	児童遊園等に係る施設の維持管理に努めます。	こども政策課
5	小・中学校教材整備費	教育活動に必要な教材備品及び図書の購入並びにパーソナルコンピューターを設置し、小学校の教育環境を整備します。	学校教育課
6	小・中学校保健管理費(健康増進)	児童・生徒及び教員の健康診断や、保健管理及び健康教育に関する活動を行います。	学校教育課
7	ブックスタート事業	福祉の里で毎月実施している1歳児健康相談時に絵本を贈呈し、家庭での読み聞かせの重要性と子どもの読書習慣づくりを支援します。	文化課

【食育の推進】

	事業名	事業内容	担当課
1	ばすぼる推進事業	子どもから高齢者まで、生涯を通して健康な生活を送るために「食」が基本であることの認識に立ち、ライフステージに合わせた食育を推進します。 また、ちびっこ栄養教室等を開催し、食に関する知識や選択する力を習得し、健全な食生活が実践できるように支援します。	総合食育課
2	学校給食事業(学校給食の充実)	小中学校の児童生徒に対し、適切な栄養の摂取による健康の保持増進を図るとともに、日常生活における食事について正しい理解を深め、望ましい食習慣を養成すること、好ましい人間関係の形成等を図ります。	学校給食センター

【安全な道路交通環境の整備】

	事業名	事業内容	担当課
1	交通安全指導対策事業	交通安全に関する知識の普及と安全に行動できる実践的な力を身につけることを目的とし、教育・保育施設、小中学校等を対象とした交通安全教室を開催します。	市民協働課
2	安心安全な道づくり事業	児童生徒の通学路等、市民生活の基盤づくりを推進するために「生活に身近な道づくり事業計画」に基づいて整備します。	建設課
3	交通安全対策特別事業	地域における交通安全施設点検により児童生徒の通学路等、交通安全施設を整備します。	建設課

【安心・安全なまちづくりの推進】

	事業名	事業内容	担当課
1	都市緑地保全事業	公園を安全に維持します。	まちづくり推進課
2	公園管理費	公園内の安全領域が確保されていない遊具や劣化等により危険な遊具を点検、修繕します。	市民協働課
3	明るく安全なまち推進事業	安全・安心なまちづくりを推進するため、防犯協会連合会や防犯隊員が地域安全運動や各種イベント等で、雑踏警備を行い、犯罪を未然に防ぎ、青少年の健全育成を支援します。	市民協働課

【子どもの交通安全の確保】

	事業名	事業内容	担当課
1	小・中学校通学対策費	遠距離から通学する児童・生徒のためにスクーバス等の運行など必要な通学対策を講じ、教育環境の充実を図ります。	学校教育課

5 子どもの参画活動を促進する事業(わらすっこ条例第17条)

(子どもの参画活動の促進)

第17条 市は、子どもの主体性を大切にしながら、社会参加などの促進が図られるよう必要な支援を行います。

【家庭や地域の教育力の向上】

	事業名	事業内容	担当課
1	地域教育文化振興事業	保護者や家庭を支える地域関係者等を対象に、講演会や研修会等の学習機会を提供し、家庭教育力向上、子どもたちの健全育成及び環境の充実を図ります。	生涯学習スポーツ課

6 子育て家庭を支援する事業(わらすっこ条例第18条)

(子育て家庭の支援)

第18条 市は、保護者が子どもを育てるにあたり、必要に応じて経済的、社会的支援を行うとともに、保護者、地域住民等、学校等関係者及び事業者と連携し、及び協働し、支援体制の充実に努めます。

2 市は、子育てに関して困難を抱えている家庭の把握に努めるとともに、その状況に配慮したきめ細かな支援を行います。

【子どもや母親の健康の確保】

	事業名	事業内容	担当課
1	親子あんしん相談支援事業	助産師・保健師の専任スタッフを配置し、子育て世代包括支援体制を整備。相談窓口のワンストップ化を図り、妊娠・出産・子育て期の様々なニーズに対応し切れ目ない支援を行います。 ICTを活用した健康医療相談を提供し、相談体制を充実します。	母子安心課
2	ねっと・ゆりかご安心ネットワーク事業	市内に産科医療機関がないため、市外産科医療機関と連携し、妊産婦が安心して出産できる体制を構築しました。 助産師による産前産後サポート、産後ケア事業により、妊産婦とその家族に応じた支援を行ない不安軽減に努めます。	母子安心課
3	すこやか子育て保健事業	妊産婦及び乳幼児への各種健康診査、家庭訪問、相談など切れ目なく行うことで、保護者の育児不安に対応し、安心して子育てができ、全ての子どもがすこやかに生まれ育つよう支援します。	母子安心課
4	こうのとりに応援事業	不妊治療費、不育症治療費及び妊産婦の定期健康診査に係る通院費への助成を行い、経済的負担の軽減を図ります。	母子安心課
5	予防接種費	予防接種法に基づく定期接種及び任意の予防接種を実施し、伝染の恐れのある疾病の発生と、まん延を予防します。	母子安心課

【産後の家庭支援の更なる推進・子育てに係る知恵と工夫の伝承】

	事業名	事業内容	担当課
1	子育て家庭ヘルパー派遣事業	新生児訪問または乳児健康診査等により、養育支援が必要であると認められる家庭に対し、支援者（ヘルパー）を派遣し、掃除、洗濯、買い物等の家事援助を提供します。	こども政策課

【ひとり親家庭等の自立支援の推進・貧困家庭への支援】

	事業名	事業内容	担当課
1	児童扶養手当給付	児童扶養手当法に基づき、児童扶養手当を父、母等に支給することにより、ひとり親家庭等の生活の安定と自立促進を図ります。	こども政策課
2	ひとり親家庭総合支援事業 ・母子生活支援施設入所委託 ・高等職業訓練促進給付金等事業 ・自立支援教育訓練給付金事業 ・高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金事業	18歳未満の子どもを養育している母子家庭のうち、経済的理由や住居がない等の事情により児童の保護を果たし得ない母子のため、母子生活支援施設への入所を支援し、その自立促進と生活支援を行います。 ひとり親家庭の親が、経済的自立に効果的な資格を取得するため、養成機関等で就業する場合に、給付金を支給します。 ひとり親家庭の親が雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育訓練講座を受講する場合、その受講料を助成します。 高等学校を卒業していないひとり親家庭の親、又は児童が高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合に受講した費用を助成するほか、合格時給付金を支給します。	こども政策課
3	ひとり親家庭医療費給付事業	配偶者がいない又は配偶者に一定の障がいがある18歳未満の児童を養育している父母等及びその児童（死別等により父母がいない場合を含む。）を対象に医療費の一部を給付し、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。	市民課
4	寡婦等医療費給付事業	母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する寡婦のうち69歳までの者に対して医療費の一部を給付し、寡婦家庭の健康保持と福祉の増進を図ります。	市民課
5	生活保護費	様々な事情で生活に困窮している子育て家庭の最低生活保障と自立を助長します。	福祉課

【障害児施策の推進と家族支援・幼児教育から小学校への接続】

	事業名	事業内容	担当課
1	わらすっこの療育支援事業 ・療育支援教室 ・障害児通所給付 ・のびのび子育て応援事業 ・難聴児補聴器購入助成 ・特別支援学校スクールバス運行	臨床心理士を配置し、子どもの発育にかかる障がい等の早期発見と、保護者からの育ちの相談、保育士等へのアドバイスをを行います。 療育支援教室を運営し、心身において発達の遅れが認められる未就学児童に対し適切な支援を行います。 幼児ことばの教室は、日曜日開催を継続するとともに、保育園巡回による実施も検討します。 障害児通所給付費を対象事業所に支給するとともに、通所事業を利用した小学生または特別支援学校小学部児童の保護者に対し、その自己負担分を助成します。 軽度・中等度の難聴児の補聴器の購入に係る費用について補助します。 県立花巻清風支援学校本校の寄宿舎で生活する生徒の交通手段として市が送迎バスを運行し、保護者の負担軽減を図ります。	こども政策課
2	重度心身障害者医療費給付事業	身体障害者手帳1級又は2級、障害基礎年金1級、特別児童扶養手当1級、療育手帳A級のいずれかに該当する人に対し、医療費の一部を給付し、心身の健康の保持、生活の安定を図ります。	市民課
3	身体障害者3級医療費給付事業	身体障害者手帳3級に該当する人に対し、医療費の一部を給付し、心身の健康の保持、生活の安定を図ります。	市民課
4	特別障害者手当(障害児福祉手当)	在宅の重度障がい者(児)に対し、経済的な負担を軽減するため、手当を支給します。	福祉課
5	障がい者生活応援事業	障がいのある人が、地域で自立した日常生活又は社会生活を行えるよう、支援を行います。	福祉課
6	障害者自立支援医療給付	障がいのある人が、自立した日常生活を行えるよう、その障がいを治療するための医療給付を行います。	福祉課
7	特別支援教育推進事業	個別に特別な支援を必要とする児童生徒の学校生活における介助及び学習活動に対し支援を行います。	学校教育課
8	小・中学校特別支援教育関係費	特別支援学級の学習活動に対し、支援を行います。	学校教育課

【働き方改革の推進】

	事業名	事業内容	担当課
1	<p>みんなで応援子育てのまち推進事業</p> <p>・わらすっこプラン推進事業</p> <p>・わらすっこ基金助成事業</p> <p>・わらすっこ応援券交付事業</p> <p>(再掲)</p>	<p>遠野わらすっこプランに基づき、市内の子どもや保護者だけでなく、子どもの権利を保障する大人(保護者、地域、学校、事業所)も対象とし、次の事業を推進します。</p> <p>新しいかたちの子育て支援として、事業所等と連携し、子育て自動販売機の設置等も検討します。</p> <p>1 遠野市わらすっこ条例普及啓発事業 2 遠野市わらすっこ支援委員会運営事業</p> <p>遠野市わらすっこ基金助成要綱に基づき、地域社会で子どもが健やかに育つ環境づくりの活動を普及、推進するため、助成金を交付します。</p> <p>新生児への誕生祝として、0歳から小学校就学前までの子育てに係る経済的負担の軽減と、次子誕生の奨励を図ることを目的に、わらすっこ応援券及び木製写真立てを贈呈します。これらの贈呈は、民生児童委員協議会と連携し、主任児童委員が家庭訪問により贈呈し、子育て支援や相談窓口などの関連情報を提供します。</p>	こども政策課

【仕事と子育ての両立】

	事業名	事業内容	担当課
1	看護保育安心サポート事業	<p>保護者が就労している等の理由により、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に対応するため、遠野市病児等保育施設「わらっぺホーム」において病気の子どもを一時的に保育することで、安心して子育てができる環境を維持し、仕事と子育ての両立を支援します。</p>	こども政策課
2	自治体連携ヘルスケアプロジェクト事業	<p>全国の市町がICTを活用しながら、健康状態の維持に向けた取組を構築します。</p> <p>ICT健康塾の会員確保に努めながら、市内各事業所等(企業)に勤める子育て世代はもとより、祖父母世代の疾病予防・健康づくりを支援します。</p>	医療連携室

【子育てにかかる経済的負担の軽減・貧困家庭への支援】

	事業名	事業内容	担当課
1	児童手当	児童を養育している家庭等の生活の安定に寄与すること及び次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的に、中学校終了までの児童の保護者等に児童手当を支給します。	市民課
2	乳幼児等医療費給付事業	小学校就学前の乳幼児と妊産婦を対象に医療費の一部を給付し、健康保持と生活の安定を図ります。	市民課
3	小学生・中学生医療費給付事業	市内の小学生・中学生を対象に、医療費の一部を給付し、児童の心身の健康保持、生活の安定を図ります。	市民課
4	未熟児養育医療費給付事業	身体の発達が未熟な状態で出生し、入院が必要な乳児に医療費の給付を行い、保護者の経済的負担軽減を図ります。	母子安心課
5	小・中学校就学援助費	経済的理由により就学が困難な児童生徒の保護者に対し、学用品、修学旅行費、学校給食費等を支給します。	学校教育課
6	育英事業	向学心に燃える優秀な学生であって、経済的理由により就学困難な者に対し、学資を無利子で貸与します。	学校教育課

【子育て住宅の確保】

	事業名	事業内容	担当課
1	市営住宅管理費	安心して子育てができるように、子育て家庭の住居環境の維持管理を図ります。	建設課

第9章 計画の推進体制

1 推進計画の策定

○わらすっこ条例（推進計画の策定）

第19条 市は、子どもに関する取組を総合的かつ計画的に実施するための基本となる計画（以下「推進計画」といいます。）を策定します。

2 市は、推進計画を策定するときは、この条例の趣旨に基づき、子どもを含めた市民から意見等を求め、その反映に努めます。

3 市は、推進計画を策定したときは、分かりやすく公表します。

市は、推進計画に基づいて実施した取組の結果について評価します。

地域社会全体で子育て支援に取り組むには、市民や地域、企業、関係団体及び行政が連携を図りながら各種施策を展開する必要があります。中学生や高校生は、次代の親となるための段階に進み、市民や企業、関係団体等は、仕事と生活の調和の実現をめざし、子育て支援という社会的役割を担うことが、子育てや児童の健全育成を含む総合的な子育て支援へとつながります。

また、行政は広報やパンフレット、ホームページ等で子育て支援施策の情報提供に努め、子育てに関するイベントや講座等を企画するなど、より効果的・効率的に計画内容の広報と啓発に努めます。

2 評価

○わらすっこ条例（評価）

第20条 市は、推進計画に基づいて実施した取組の結果について評価します。

2 市は、前項の評価について、分かりやすく、速やかに公表します。

本計画に基づく施策の進捗状況（アウトプット）に加え、計画全体の成果（アウトカム）についても、遠野市わらすっこ支援委員会において定期的に点検・評価を行います。

また、子ども・子育て支援の推進については、柔軟で総合的な取組が必要なことから、各取組を評価するため、利用者の視点に立った指標を設定することで、点検と評価を行い施策の改善に結び付けていきます。

3 推進体制

○わらすっこ条例（推進体制）

第21条 市は、子どもに関する取組を総合的かつ計画的に実施するため、総合的な推進体制を整備します。

本計画の推進にあたっては、子育てするなら遠野推進本部ほか、市内関係機関と連携して横断的な施策に取り組むとともに、保育所（園）・幼稚園などの子ども・子育て支援事業者、学校、企業、地域、市民と連携して、多くの方の意見を取り入れながら施策を展開していきます。

また、社会情勢の急速な変化にも柔軟に対応し、新たな課題等についても積極的に課題解決に努めていきます。